

川越市総合計画審議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市総合計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第7条の規定に基づき、川越市総合計画審議会の会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の議決があったときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に傍聴人名簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会長は、会場の規模等によりやむを得ないと認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(会議の秩序保持)

第4条 会長は、会議の運営を妨げる者を退場させ、又は会議の運営における秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月22日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

傍 聴 人 名 簿

No.	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			